

平成 30 年度

玉野市財政(経営)健全化審査意見書
(健全化判断比率及び資金不足比率について)

令和元年 8 月
玉野市監査委員

玉 監 第 6 号
令和元年 8 月 27 日

玉野市長 黒 田 晋 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 河 崎 美 都

健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 30 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の基準

審査は、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

健全化判断比率審査（法第3条第1項の規定による審査）

資金不足比率審査（法第22条第1項の規定による審査）

第 3 審査の対象

法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により玉野市長から審査に付された平成 30 年度玉野市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第 5 審査の主な実施内容

証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。

また、必要に応じ関係者からの説明を聴取して審査を実施した。

第 6 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：玉野市役所（玉野市宇野1丁目27番1号）

日程：令和元年8月2日から8月26日まで

第 7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

表記に関する注意事項

(注) 1 文中に用いる金額は万円未満を切り捨てて表示した。

2 会計名は、「玉野市」「総合病院玉野市立玉野市民」の表示を原則として省略した。

3 「財政健全化法」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）を示す。

4 実質収支額等は、地方財政状況調査作成要領により算定しており、決算書の額とは異なっている。

1 健全化判断比率

(1) 比率

(単位：%)

比率名	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.79	20.00
連結実質赤字比率	—	17.79	30.00
実質公債費率	5.2	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源等が多いことから、「—」を記載している。

(2) 各比率の状況

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

対象となる本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、市立玉野海洋博物館事業特別会計、下水道事業会計のうち合併処理浄化槽設置事業である。

これらの会計の収支状況を見ると、いずれの会計においても収支は黒字または均衡しているため、実質赤字額はなく、合計で7億1,917万円の実質黒字となっている。このため、実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は12.79%であり、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は20.00%である。

(単位：千円)

会計名	実質収支額
一般会計	718,380
市立玉野海洋博物館事業特別会計	793
下水道事業会計（合併処理浄化槽設置事業）	0
合計	719,173
標準財政規模	14,797,419
実質赤字比率 (%)	—

(注) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」を記載している。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等だけでなく公営企業会計を含む全ての会計の実質赤字額等の相対的な規模を示すものであり、実質赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除した比率である。

対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、競輪事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、土地埋立造成事業特別会計の全ての会計である。

これらの会計の収支状況を見ると、いずれの会計の収支についても黒字または均衡しており、すべての会計を合計した場合には54億4,830万円の連結実質黒字となっている。このため、連結実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は17.79%であり、財政再生基準は30.00%である。

(単位：千円)

会 計 名	実 質 収 支 額 (資金不足・剰余額)
一 般 会 計	718,380
市立玉野海洋博物館事業特別会計	793
下水道事業会計(合併処理浄化槽設置事業)	0
国民健康保険事業特別会計	816,397
介護保険事業特別会計	142,344
後期高齢者医療事業特別会計	26,011
競輪事業特別会計	516,942
病院事業会計	379,638
水道事業会計	1,599,899
下水道事業会計	935,070
土地埋立造成事業特別会計	312,825
合 計	5,448,299
標 準 財 政 規 模	14,797,419
連結実質赤字比率 (%)	—

(注) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の合計額を標準財政規模で除した比率であり、直近3か年の平均値である。

一般財源に対する公債費及び準公債費の割合であり、基準財政需要額に算入される部分を除いているので、この比率が高いほど財政運営が逼迫していることを示している。

対象は、全ての会計に一部事務組合等を加えたもので、本年度の実質公債費比率は5.2%であり、前年度（5.6%）と比較して0.4ポイント低下している。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は25.0%、また、財政再生基準は35.0%であり、これらを下回っている。

(単位：千円、%)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
元利償還金 A	2,330,125	2,252,176	2,226,561
準元利償還金 B	669,937	698,849	725,605
A、Bに充当することのできる特定財源 C	358,620	367,884	372,483
A、Bに係る基準財政需要額算入額 D	1,920,081	1,942,005	1,920,089
標準財政規模 E	14,797,419	14,684,433	14,556,667
各年度の単年度実質公債費比率 (A+B-C-D) / (E-D)	5.60	5.03	5.22
実質公債費比率 (3か年平均)	5.2		

エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模で除した比率（基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）である。

いわゆるストックの指標として、地方債等の負担の重さをその残高で示す指標である。

対象は、全ての会計、一部事務組合等に地方公社及び第三セクター等を加えたもので、本年度の将来負担比率は将来負担額より充当可能財源等が上回る状態のため算定されず、前年度（17.6%）から大幅に改善している。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は350.0%である。

（単位：千円、%）

将来負担額	A	33,195,369
充当可能財源等	B	33,463,408
標準財政規模	C	14,797,419
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	1,920,081
将来負担比率	$(A - B) / (C - D)$	-

(3) 審査意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では財政健全化計画の策定を求められるものではないが、法律の趣旨を踏まえ、今後とも財政基盤の強化に努められるよう要望する。

2 資金不足比率

(1) 比率

(単位：％)

区 分	会 計 名	資金不足 比 率	経営健全化 基 準
地方公営企業 法適用企業	病 院 事 業 会 計	—	20.0
	水 道 事 業 会 計	—	
	下 水 道 事 業 会 計	—	
地方公営企業 法非適用企業	土 地 埋 立 造 成 事 業 特 別 会 計	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 「経営健全化基準」とは、法施行令第19条に規定する経営健全化基準であり、この基準以上の場合には議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

3 対象となる会計は、地方財政法第6条及び同法施行令第37条に基づく上記4会計である。競輪事業特別会計は、同法令に規定されていないため、適用されない。

(単位：千円)

会 計 名	資 金 不 足 額 A	事 業 規 模 B	参 考 (資金剰余額)
病 院 事 業 会 計	—	2,016,924	379,638
水 道 事 業 会 計	—	1,366,581	1,599,899
下 水 道 事 業 会 計	—	1,616,695	935,070
土 地 埋 立 造 成 事 業 特 別 会 計	—	31,822	332,504

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 審査意見

資金不足比率は、会計ごとの資金の不足額（A）を事業の規模（B）で除した比率であり資金の不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す比率である。

なお、経営健全化基準となる資金不足比率は20.0%であり、これ以上となると経営健全化計画の策定が求められる。

ア 病院事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

また、平成4年度以降毎年度単年度純損失額を計上しており、本年度の純損失額7,192万円に前年度までの繰越欠損金を加えた累積欠損金は43億6,994万円となっている。

イ 水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

ウ 下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

エ 土地埋立造成事業特別会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

対象となる特別会計は、いずれも資金不足比率の上で経営健全化計画の策定を求められるものではない。

しかし、病院事業会計をはじめ多くの会計で一般会計からの繰入金等を含んだ決算であり、法律の趣旨を踏まえ、今後とも経営の健全化に努められるよう要望する。